



定 款

(商 号)

第 1 条 当社は、サクサ株式会社と称し、英文では、SAXA, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

(1) 次に掲げる機械器具、その部品・付属関連機器および周辺装置の製造および販売

- ① 電気・電子通信機器、情報通信機器
- ② 計数器、測定器など各種電気・電子計測機器
- ③ 自動制御装置、自動販売機、運賃等自動収受機、電気・電子制御機器
- ④ 音響機器、事務用機器、印刷機器、電気・電子機器
- ⑤ 生産システム自動化機器
- ⑥ 医療および福祉用機械器具
- ⑦ 産業用機器
- ⑧ 防犯関連機器、火災報知機関連機器、音響警報機器
- ⑨ 電源関連機器、光信号機器
- ⑩ 半導体、プリント配線板

(2) 前号に掲げる機器に関する企画、開発、設計、検査点検、修理、保守管理およびレンタル・リース

(3) 各種機械器具に関する設置工事、電気通信設備工事ならびに土木建築工事、管工事など各種工事の施工・請負

(4) コンピュータのシステムおよびソフトウェアの企画、開発、設計、制作、保守、運用ならびに販売

(5) 情報通信ネットワークを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、設備施工、販売および管理運営

(6) 情報通信ネットワークを利用した情報処理サービスおよび情報提供サービス

(7) 各種工作機械ならびに各種金型の設計、製造および販売

(8) 物品の梱包、荷役作業および倉庫業ならびに自動車運送取扱事業

(9) 不動産および福利厚生施設の賃貸、管理運営、ビルおよび付属機械設備の清掃、保守、管理、営繕、衛生環境の維持管理ならびに消防設備の整備、保守点検

(10) 金銭の貸付

(11) 労働者派遣事業

(12) 前各号の事業に関する投資およびコンサルティング

(13) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2 千 4 百万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

2. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月これを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(招集者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 18 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第 23 条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

2. 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 31 条 監査役会は、法律に定める権限を有するほか、その決議をもって、監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

2. 監査役会を招集するには、会日の 3 日前までに各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

(監査役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当の基準日)

第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当金)

第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

(期末配当、その他の剰余金の配当の除斥期間)

第 37 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。配当財産が金銭である場合は利息をつけない。

2004年2月 2日制定	2005年6月29日改訂	2006年6月29日改訂
2007年6月28日改訂	2009年6月26日改訂	2010年6月29日改訂
2012年6月28日改訂	2015年6月26日改訂	2017年10月1日改訂
2021年6月29日改訂	2022年6月28日改訂	2023年6月28日改訂
2024年6月26日改訂	2025年6月26日改訂	